



図 1-5 天然記念物及び史跡城山の指定範囲とそれに関連する範囲

地区区分	基本方針	地区ごとの保存管理の基本方針 ※史跡に関する基本方針のみを記載
天然記念物及び史跡城山の指定地区		・現状保存を原則とする。
城山公園地区		・現状保存が望ましい。 ・継続した調査を行い、追加指定及び周知の埋蔵文化財包蔵地を検討する。
城山公園周辺地区		・調査等による現状把握に努める。 ・土地所有者の理解を得ながら、周知の埋蔵文化財包蔵地とするよう努める。
岩崎谷周辺地区(西南戦争)		・調査等による現状把握に努める。 ・土地所有者の理解を得ながら、周知の埋蔵文化財包蔵地とするよう努める。
鹿児島(鶴丸)城の居館周辺地区(鹿児島(鶴丸)城と西南戦争)		・現状保存が望ましい。 ・指定地及び周知の埋蔵文化財包蔵地になっていないエリアについては、追加指定及び包蔵地化に向けて調査及び検討を行う。
鹿児島(鶴丸)城に関連する地区		・調査等による現状把握に努める。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地になっていないエリアについては、土地所有者の理解を得ながら、包蔵地化に向けて調査及び検討を行う。

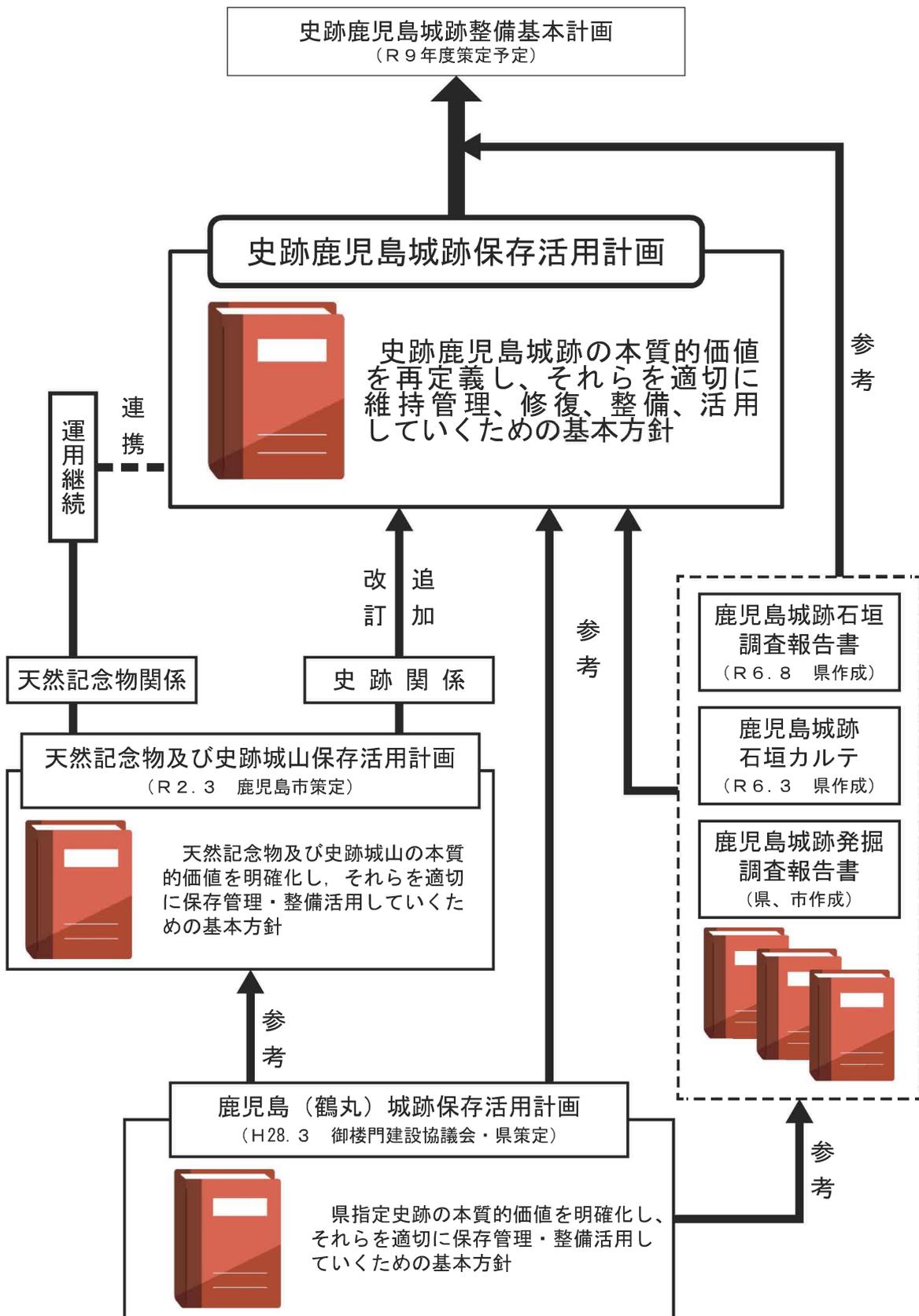


図1-6 史跡鹿児島城跡に関する既存計画等との関係

(4) 関係法令等の適用状況

本計画の対象地については、次のような法令等が適用されている。

○ 文化財保護法

史跡鹿兒島城跡は、文化財保護法第109条に基づく史跡及び天然記念物に指定されている。

○ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

史跡鹿兒島城跡の「城山」地区は、一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

史跡鹿兒島城跡の「城山」地区は、一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

○ 森林法

史跡鹿兒島城跡の「城山」地区は、森林法に基づく森林地域に入っており、一部は保安林に指定されている。

○ 都市計画法

史跡鹿兒島城跡周辺地区の土地利用指定は、高度地区指定（最高20m）としている。

その他、史跡鹿兒島城跡周辺地区に係る法令等は、表1-15のとおりである（「宅地開発・建築許可の手引き」（鹿兒島市）を一部加筆）。

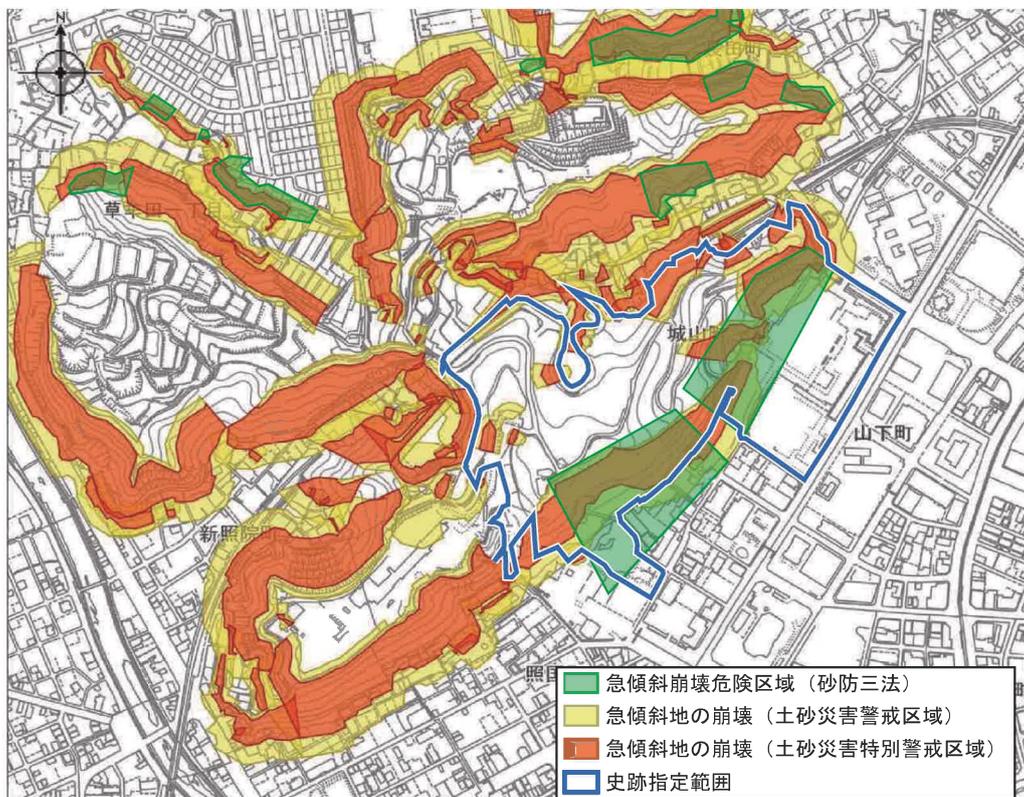


図1-7 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図

表 1-15 史跡鹿児島城跡とその周辺の関連法令の適用状況

	法令等	該当項	内容	協議先	
天然記念物及び史跡城山とその周辺	①文化財保護法	土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 (第 93 条)	・周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等を実施する場合	鹿児島市 教育委員会 文化財課	
		私有地及び民有地内における現状変更等の制限 (第 43 条、第 125 条)	・重要文化財、史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為		
	②森林法	林地開発の許可 (第 10 条の 2)	・地域森林計画の対象となっている民有地 (保安林並びに保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。) における 1ha を超える規模の開発行為	鹿児島県 鹿児島地域振興局	
		伐採届 (第 10 条の 8)	・地域森林計画の対象となっている民有地 (保安林並びに保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。) において開発区域に係る森林面積が 1ha 以下の場合	鹿児島市 生産流通課 各農林事務所	
		保安林解除の申請 (第 26 条、第 26 条の 2)	・保安林内での開発行為	鹿児島県 鹿児島地域振興局	
	③都市再生特別措置法	住宅開発等に関する届出 (第 88 条)	・居住誘導区域外における対象行為 (開発行為・建築等行為) の届出	鹿児島市 都市計画課	
		誘導施設の整備に関する届出 (第 108 条)	・都市機能誘導区域外における対象行為 (開発行為・建築等行為) の届出		
	④その他	砂防法	砂防指定地内行為許可 (第 4 条)	・施設又は工作物の新設、改築、増築、移転若しくは除去 ・盛土、切土その他土地の現状変更行為	鹿児島県 鹿児島地域振興局
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 (第 7 条)	・法切又は切土、掘削または盛土 ・立木竹の伐採	鹿児島県 鹿児島地域振興局
		宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成工事規制区域内での宅地造成の許可 特定盛土等規制区域内での宅地造成等の許可又は届出	・宅地を目的とした土地の形質の変更	鹿児島市 土地利用調整課
		鹿児島県自然環境保全条例	第 15 条、第 17 条 第 24 条	・自然環境保全地域の許可・届出 ・開発行為の届出 (1団 1ha 超え)	鹿児島県 自然保護課
		景観法 鹿児島市景観条例	景観法の届出 (第 16 条) (届出対象行為：景観条例第 9 条第 1 項第 1 号)	・開発行為、土砂の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更の届出 ① 3,000㎡超又は法面 5m 超	鹿児島市 都市景観課